

# 名古屋港管理組合公報

平成25年 8月 1日

(木曜日)

第 520 号

|                    | 目 | 次 |   |
|--------------------|---|---|---|
| ○港湾施設の廃止           | 告 | 示 | 1 |
| ○荷役機械の売却に係る一般競争入札  | 公 | 告 | 1 |
| ○名古屋港審議会委員の任免      | 審 | 議 | 4 |
| ○名古屋港管理組合海の日記念式典表彰 | 会 | 事 | 4 |
| ○公報第516号           | 雑 | 報 | 4 |
|                    | 正 | 誤 | 4 |

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第16号

次の港湾施設は、平成25年 8月 1日から廃止する。  
平成25年 8月 1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

施設の種別 荷役機械（軌道走行式）

| 名 称<br>(括弧内は、その略称)    | 位 置        | 最大巻き揚げ<br>ニュートン数              | 型 式                         | 備 考 |
|-----------------------|------------|-------------------------------|-----------------------------|-----|
| 飛島ふ頭北1号起重機<br>(飛島北1号) | 91号岸壁エプロン内 | 469<br><small>キロニュートン</small> | 電動式、軌道走行式セミロー<br>プロリ式橋型クレーン |     |

## 公 告

### 名古屋港管理組合公告

次のとおり一般競争入札に付します。  
平成25年 8月 1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

#### 1 案件内容

- 案件の名称及び数量  
荷役機械（飛島ふ頭北1号起重機）の売却 1基
- 案件の仕様等  
ア 荷役機械の仕様

|              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 製造年月         | 昭和59年11月                       |
| 製造元          | 三井造船(株)                        |
| 型式           | 電動式、軌道走行式セミロープロリ式橋型クレーン        |
| 最大巻き揚げニュートン数 | 469キロニュートン                     |
| 最終点検年月       | 年次点検：平成24年 7月<br>月例点検：平成25年 7月 |

## イ 付属品及び予備品

## (ア) 機械関係

|               |  |      |
|---------------|--|------|
| スプレッド(予備部品含む) | 三井造船(株)製 No 3、4                                | 2台   |
| スプレッド台車       | 三井造船(株)製                                       | 2台   |
| 重量物フック        | 三井造船(株)製                                       | 1台   |
| 重量物フック台車      | 三井造船(株)製                                       | 1台   |
| 巻上ワイヤーロープ     | IWRC 6×Fi(29) B種<br>φ22.4mm×384m (O/O, O/S各1本) | 2セット |
| 巻上シーブ         |  | 1枚   |
| 起伏シーブ         |  | 1枚   |
| 横行ブレーキ        | (株)安川電機製作所                                     | 1式   |

## (イ) 電気関係

|            |            |      |
|------------|------------|------|
| スプレッドテスト盤  |            | 1台   |
| 横行モーター     | (株)安川電機製作所 | 1台   |
| 機械室換気ファン   |            | 1台   |
| キャブタイヤケーブル | 横行用        | 1台分  |
| キャブタイヤケーブル | ヘッドブロック用   | 1台分  |
| 高圧給電用ケーブル  |            | 450m |
| 制御機器、電気機器  |            | 1式   |

## ウ 所有権の移転及び引渡場所

契約物件の所有権は、買受人が契約金を全額納付したときに移転するものとし、現状有姿のまま、引き渡すものとします。

引渡場所は、愛知県海部郡飛島村東浜二丁目25番地先(飛島ふ頭90号岸壁)とします。

## エ 撤去費用及び運搬費用

撤去費用及び運搬費用は、買受人の負担とします。

## オ 撤去期限

平成26年1月31日(金)まで

## (3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

- (1) 平成25・26年度名古屋港管理組合競争入札参加資格審査申請(物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等)において、「3201不用品買受/金属屑」、「3204不用品買受/ガントリークレーン」又は「3299不用品買受/その他」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から落札決定までの間に、本組合から指名停止を受けていないこと。
- (4) 公告の日から落札決定までの間に、「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

## 3 入札の手続き等について

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書、契約書案及び入札心得を示す場所  
名古屋港管理組合総務部会計課用度係  
名古屋市港区港町1番11号(郵便番号455-0033)  
名古屋港のホームページ(<http://www.port-of-nagoya.jp/>)
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限  
平成25年8月1日(木)から平成25年8月16日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午前12時

時及び午後1時から午後5時までとします（郵送不可）。

(3) 現地説明

平成25年8月19日（月）から平成25年8月23日（金）の間で行います。

事前の予約が必要となりますので、一般競争入札参加資格確認申請書の提出後、平成25年8月19日（月）までに、4(8)までお問い合わせください。

(4) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号。以下「財務規則」という。）第136条の規定に基づき、契約希望金額の100分の5以上の金額の入札保証金を、開札時限までに納めなければなりません。

(5) 入札・開札の日時及び場所

平成25年8月26日（月） 午前10時30分

名古屋港管理組合本庁舎10階 入札室

(6) 入札に関する注意事項

ア 入札参加者は、社員であることを証するものを持参してください。

イ 入札書の宛名は、名古屋港管理組合管理者としてください。

ウ 入札回数は3回まで行うことがあるため、住所、代表者名を記入・押印（代表者印）した入札書を3部ご用意ください。

エ 落札した場合は、落札通知書をお渡しするので、担当者の印（三文判でも可）をご持参ください。

4 その他

(1) 入札の無効

財務規則第140条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。

(2) 競争入札参加者に要求される事項

期限までに一般競争入札参加資格確認申請書等を提出していない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

なお、落札者が免税事業者である場合、契約の締結までに免税事業者届出書を提出してください。

(4) 契約保証金

落札者は、財務規則第155条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければなりません。

(5) 契約金額の支払い

落札者は、契約締結の日から20日以内に、名古屋港管理組合が発行する納入通知書により契約金を一括して全額納付するものとします。

(6) 撤去工事に関する注意事項

ア 施工計画書を契約締結後2ヶ月以内に提出してください。

イ 名古屋港管理組合港湾施設条例（昭和36年名古屋港管理組合条例第2号）及び同施行規則（昭和36年名古屋港管理組合規則第7号）を遵守してください。岸壁に10kN/m<sup>2</sup>以上の荷重を掛ける場合は施工計画書と同時に構造計算書を提出し、本組合の確認を受けてください。

ウ 港湾荷役作業等の支障とならないように配慮して施工してください。施工工程及び内容によっては、本組合指定の警備員を買受人にて手配してください。

エ 高圧給電ケーブルについては、指定の場所において本組合職員が立会いの下、買受人により買受人の費用負担にて切断作業を行ってください。

(7) その他

詳細は、契約書案によります。

(8) 問い合わせ先

名古屋港管理組合総務部会計課用度係

電話 (052) 654-7861

## 審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

木 全 英 一 (6月18日)

甲 斐 正 彰 (6月26日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

白 石 好 孝 (7月10日)

野 俣 光 孝 (7月11日)

## 雑 報

平成25年7月15日に、名古屋港の親しまれる港づくり、海事文化思想の普及に関し顕著な功績のあった下記の団体が表彰されました。

記

|             |                |
|-------------|----------------|
| 親しまれる港づくり功労 | 名古屋市立南陽中学校吹奏楽部 |
| 海事文化思想普及功労  | 名古屋港水族館ボランティア  |

## 正 誤

平成25年5月31日公報第516号3ページ名古屋港管理組合告示第13号財産の状況の表中、物品「449件」は「444件」の誤り。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合